

摂津市公告第 5 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び摂津市財務規則（昭和 54 年摂津市規則第 14 号）第 81 条の規定に基づき、制限付一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 20 日

摂津市長 森 山 一 正

記

1. 案件番号 第 1 号
2. 工 事 名 新とりかいこども園等建設工事
3. 工事場所 摂津市 鳥飼西 3-1-2、3-1-1、3-1-3 の一部用地
4. 予定工期 令和 6 年 6 月（議会議決日の翌日）から  
令和 9 年 2 月 28 日 まで
5. 工事種類 建築一式工事
6. 工事概要 新とりかいこども園等新築工事  
既存のこども園に係る解体工事一式  
道路拡幅工事  
鳥飼西小学校整備工事
7. 予定価格 2,213,200,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
2,012,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まず）
8. 最低制限価格 事後公表とする。
9. 入札参加資格要件  
制限付一般競争入札に参加するためには、以下の要件をすべて満たしている特定  
建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。  
(1) 共同企業体の構成員は、以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に第1希望業種又は第2希望業種を「建築」に登録していること。
- ③ 当該入札参加申込時において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が終了していないこと。
- ④ 本市に本社・本店を置く事業者（以下「市内業者」という。）にあつては、入札の日において、手持ち工事の件数が1件以下のもの。（手持ち工事とは、本市（上下水道部を含む）と制限付一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む）により契約した工事（契約手続中のものを含む）で、完成検査の完了していない工事をいう。）

入札の日において手持ち工事が2件以上のものは、入札参加資格を失うもの（失効）として取り扱う。

なお、手持ち工事の件数がないものは、入札参加できる件数は、2件（ただし、第2希望業種は1件）とし、手持ち工事の件数が1件のものは、入札参加できる件数は1件とする。

- ⑤ 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- ⑥ 公告の日から入札の日までの間に、建設業法に係る処分中でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑧ 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、参加することができない。
  - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。
- ⑨ 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 破産法（平成16年法律75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされているもの。
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされているもの。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の条件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、同一案件に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ① 1 共同企業体の構成員数は 2 者とし、うち 1 者は市内業者であること。
- ② 共同企業体の代表者は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における建築一式の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が 1300 点以上のものとし、他の構成員は、市内業者のうち、令和 5 年度における本市の建設工事競争入札参加資格者名簿のうち建築の換算数値が 650 点以上（C ランク以上）のものとする。
- ③ 1 構成員当たりの出資比率は 30% 以上とすること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率を下回らないこと。
- ④ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式（甲型）によるものであること。
- ⑤ 本工事における技術者は、構成員の代表者から専任の監理技術者を、他の構成員から国家資格を有する専任の主任技術者を配置すること。
- ⑥ 共同企業体の全ての構成員は、特定建設業許可を受けていること。

### (3) 複数落札の制限について

当該、制限付一般競争入札の落札者となった場合は、その時点で、申し込んだ同一開札日の他の制限付一般競争入札の参加資格を失うものとする。

## 11. 入札参加申込時提出書類

- ① 制限付一般競争入札参加申込書
- ② 委任状
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の直近の写し
- ④ 特定建設業許可を証する書面の写し
- ⑤ 配置予定技術者等調書
  - ※ 以下の書類を添付すること。
    - ・ 配置技術者の資格者証
    - ・ 配置技術者の、当該事業所と直接かつ恒常的な雇用関係（3 か月以上）が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し
    - ・ 経験工事の施工実績を確認できる書類（例：CORINS の写し、施工証明、契約書の写し、仕様書、設計図書等）
- ⑥ 特定建設工事共同企業体協定書
- ⑦ 設計図書等購入確認書（制限付一般競争入札用）

## 12. 入札参加申込書 受付期間・場所

令和 6 年 3 月 11 日（月）及び 令和 6 年 3 月 12 日（火）（締切日）

午前 9 時から午後 5 時まで

※来庁前に以下の連絡先まで電話し、来庁日時を伝え了承を得ること。

摂津市 総務部 財政課（摂津市役所 本館 2 階）

電話 06-6383-1329（担当 山本）

13. 入札参加資格審査結果の通知

令和6年3月14日（木）午前中

入札参加申込があった全ての共同企業体代表者へメールで通知

なお、審査合格者に対しては、入札参加者証及び制限付一般競争入札実施要綱等を送付する。

14. 設計図書等の購入

購入期日 令和6年2月21日（水）から令和6年3月12日（火）まで

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

申込方法 設計図書等購入申込書（制限付一般競争入札用）を用いること。

※摂津市設計図書有償頒布要領（制限付一般競争入札用）をご一読ください。

なお、今回の頒布方法は、CD-Rによるものに限りません。

購入場所 (有) アメリカ堂 摂津市鳥飼中 2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

15. 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質疑応答書（制限付一般競争入札用）を用いて財政課に対しメールにより送信すること。ファイルは Excel 形式とすること。単体企業による名義で質問すること。ただし、入札参加資格審査合格者のみに対し回答するものとする。

質問受付日時 令和6年2月21日（水）から令和6年3月15日（金）正午まで

回答日時及び方法 令和6年3月26日（火）午後3時まで

入札参加資格審査合格者に対しメールにて回答する。

16. 入札会日時及び場所

令和6年4月4日（木） 午前10時

摂津市役所 東別館 2階 第1会議室

17. 無効となる入札事項

摂津市財務規則第87条に該当する入札を行ったもの。

18. 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 必要（契約金額の10%以上）

- (3) 支払条件 前金払 有 (契約金額の 40%以内とする。)  
中間前金払 有 (契約金額の 20%以内とする。)

19. 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設ける。  
※令和 5 年 4 月 1 日より、摂津市建設工事等最低制限価格設定要領を改正しております。詳細は次のページをご確認ください。

<https://www.city.settsu.osaka.jp/sangyou/nyuusatsu/7204.html>

20. 入札回数

1 回

21. 入札の中止

入札に参加する共同企業体が 2 者に満たない場合は入札を中止する。

22. その他

- (1) 当該請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を得られたときに本契約としての効力を生じ、確定するものとする。
- (2) 元請負人（共同企業体の全ての構成員を指す。以下同じ。）及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (3) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (4) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

23. 問合せ先

摂津市 総務部 財政課

(代表電話番号) 06 - 6383 - 1111、 072 - 638 - 0007 (内線 2218)

(直通電話番号) 06 - 6383 - 1329